

みんなチェック!
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。



岡山県 最低賃金

令和3年
10月2日から
[時間額]

862

28円
UP
円



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは岡山労働局または最寄りの労働基準監督署へ
岡山労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	円	≡	最低賃金額(時間額)	円
-----	---	---	------------	---

2 日給の場合

日給	円	÷	1日の平均所定労働時間	時間	=	時間額	円	≡	最低賃金額(時間額)	円
----	---	---	-------------	----	---	-----	---	---	------------	---

3 月給の場合

月給	円	÷	1か月の平均所定労働時間	時間	=	時間額	円	≡	最低賃金額(時間額)	円
----	---	---	--------------	----	---	-----	---	---	------------	---

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（日割り賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマート、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の
動画も
あります。

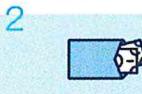


「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) [検索](#)

支給の要件



事業場内最低賃金の
引き上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給まで の流れ



交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施



労働局に
事業実施結果
を報告



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用紙の
リサイクルできます。



岡山県最低賃金

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金	効力発生日
時間額 862円	令和3年10月2日

特定最低賃金時間額	効力発生日
耐火物製造業 924 円	令和元年12月19日
鉄鋼業 962 円	令和元年12月14日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベーター、冷凍機・温温調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 934 円	令和元年12月27日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 878 円	令和元年12月25日
自動車・同附属品製造業 921 円	令和元年12月29日
船舶製造・修理業、舶用機関製造業 954 円	令和元年12月18日
各種商品小売業 880 円	令和元年12月25日

※令和2年度の特定最低賃金の改定はありません。

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる事業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
 - ①18歳未満又は65歳以上の者
 - ②雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、舶用機関製造業」については、雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - ④次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精勤手当・通勤手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賃金
 - ④ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

労働条件

相談ほっとライン※相談時間：平日夜間・土日
はい！ ろうどう

0120-811-610

労働者の方、事業主の方、

労働条件でお悩みの方！お電話ください

- ・残業がきつい！
- ・有給がとれない
- ・残業手当の計算方法がわからぬ
- ・労働条件の通知って必要な？ などなど！

支援対策

賃金引上げ

○「働き方改革」無料相談

岡山働き方改革推進支援センター ☎0120-947-188

○ 業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金

問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-224-7639

○ キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金

問合せ先：岡山労働局職業安定部職業対策課 ☎086-801-5107

岡山労働局 賃金室

Tel.086-225-2014

岡山労働基準監督署

Tel.086-225-0591

倉敷労働基準監督署

Tel.086-422-8177

津山労働基準監督署

Tel.086-22-7157

笠岡労働基準監督署

Tel.0865-62-4196

和気労働基準監督署

Tel.0869-93-1358

新見労働基準監督署

Tel.0867-72-1136